

# 稲城市契約における暴力団等排除措置要綱

平成22年9月10日

市長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、稲城市契約事務規則（平成20年稲城市規則第16号。以下「規則」という。）第3条第2項に定める措置について必要な事項を定め、もって稲城市（以下「市」という。）が締結する契約から暴力団等の関与を排除することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 規則に定めのあるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 有資格者 規則第4条又は規則第38条に定める入札参加資格を有する者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者並びにその関係者をいう。

## (排除措置)

第3条 市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当するに至ったときは、第14条に規定する稲城市暴力団等排除対策委員会（以下「対策委員会」という。）の議を経て、同表各号に定める期間（以下「排除期間」という。）について、当該有資格者を市が締結する一切の契約から排除する措置（以下「排除措置」という。）を行うものとする。ただし、必要があると認められるときは、市長は、対策委員会の議を経ることなく、当該有資格者に対して排除措置を講じることができる。

2 市長は、前項の排除措置を講じるときは、当該有資格者に対しその旨を通知するものとする。

## (排除措置の解除)

第4条 現に排除措置を受けている有資格者（以下「被排除者」という。）は、排

除措置を受けた日から別表各号に定める期間が経過し、かつ、別表各号に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めるに至ったときは、市長に対し、排除措置の解除を申請することができる。

- 2 市長は、前項の申請がなされたときは、その内容を精査のうえ、当該被排除者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当する事実がないと認めた場合に限り、対策委員会の議を経て、当該排除措置を解除することができる。この場合において、市長は、当該被排除者に対し、当該排除措置を解除する旨を通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により排除措置を解除するに際し、当該被排除者に対して、当該被排除者が別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないことを証明する書面等の提出を求めることができる。

(勧告)

第5条 市長は、前条に規定するほか、この要綱の目的に照らし必要があると認められるときは、有資格者に対し、対策委員会の議を経て、必要な措置を勧告することができる。

(入札参加資格の取得制限)

第6条 契約担当者は、入札参加資格の審査に際しては、別表に掲げる措置要件に該当する者の資格を認定してはならない。

(競争入札からの排除)

第7条 契約担当者は、競争入札を執行する場合において、被排除者の参加を認めなければならない。

- 2 契約担当者は、競争入札を執行する場合において、当該入札への参加を認められた者（以下「入札者」という。）が、当該入札が終了するまでの間に排除措置を受けたときは、当該入札に係る当該入札者の参加資格を取り消すものとする。この場合において、当該入札者が既に提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）がある場合は、これを無効とする。
- 3 契約担当者は、競争入札を執行した場合において、当該入札を落札した者（以下「落札者」という。）が、市と当該入札に係る契約を締結するまでの間に排除措置を受けたときは、当該落札を無効とするものとする。

- 4 契約担当者は、前2項に規定する措置を講じたときは、当該被排除者にその旨を通知するものとする。
- 5 契約担当者は、前各項に規定する措置を、あらかじめ入札公告等において周知するものとする。

(随意契約からの排除)

第8条 契約担当者は、被排除者と随意契約を締結してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容に照らし、真にやむを得ないと認められる場合に限り、対策委員会の議を経て、当該被排除者と随意契約を締結できるものとする。

(下請負の禁止等)

第9条 市長は、市が締結した契約について、当該契約の相手方が被排除者を下請負人（受託者及び二次以降の下請負人並びに受託者を含む。以下同じ。）として使用することを承認してはならない。ただし、当該契約の目的及び内容に照らし、真にやむを得ないと認められる場合に限り、対策委員会の議を経て、当該被排除者を下請負人として使用できるものとする。

(契約解除等)

第10条 契約担当者は、市が締結した現に履行中の契約について、その相手方が排除措置を受けた場合においては、当該契約を解約又は解除するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の規定を担保する約定を契約約款に明記しなければならない。

(準用規定)

第11条 第3条及び第4条の規定は、有資格者を組合員又は構成員の一とする、事業協同組合、建設共同企業体等の団体（以下「組合等」という。）について準用する。この場合において、第3条中「当該有資格者」とあるのは「当該有資格者を組合員又は構成員の一とする組合等」と、第4条中「有資格者」とあるのは「組合等」と読み替えるものとする。

- 2 第7条から前条までの規定は、被排除者を構成員の一とする組合等について準用する。この場合において、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	被排除者	被排除者を組合員又は構成員の一とする組合等
--------	------	-----------------------

第7条第2項	当該入札への参加を認められた者（以下「入札者」という。）	入札者の組合員又は構成員
第7条第3項	当該入札を落札した者（以下「落札者」という。）	落札者の組合員又は構成員
第8条	被排除者	被排除者を組合員又は構成員の一とする組合等
	当該被排除者	当該組合等
第9条	被排除者	被排除者を組合員又は構成員の一とする組合等
第10条第1項	その相手方	その相手方の組合員又は構成員

（外郭団体等への指導等）

第12条 市長は、第3条の規定により排除措置を講じた場合には、市の事務又は事業を行わせる指定管理者その他の法人においても同様の措置を講じるよう、その所管部長を通じて指導するものとする。

（不当介入等に対する措置）

第13条 契約担当者は、市が締結した契約の相手方が当該契約を履行するに際し、暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下これらを「不当介入等」という。）を受けた場合には、当該相手方をして契約担当者に速やかに報告し、警察等の関係機関へ届け出るよう、指導するものとする。

2 契約担当者は、市が締結した契約の相手方に対し、当該相手方が使用する下請負人等が、当該契約を履行するに際し暴力団員等から不当介入等を受けた場合には、当該下請負人等をして前項と同様の措置を講じさせるよう指導するものとする。

3 契約担当者は、市が締結した契約の相手方又はその下請負人等が前2項の不当介入等を受け、これにより当該契約に履行遅滞等の障害を来したと認められた場合について、当該相手方が前2項の規定に基づく報告、届出又は指導を適切に行ったと認められる場合には、履行期限の延長等の措置を講じるものとする。

（稲城市暴力団等排除対策委員会の設置）

第14条 市は、第3条及び第4条に規定する排除措置等に関する審議を行うため、対策委員会を設置する。

2 対策委員会の組織、招集、定足数、庶務等については、稲城市指名業者選定委員会（稲城市指名業者選定委員会規則（昭和44年稲城市規則第3号）第1条に基づき設置する委員会をいう。）の例による。

（排除措置等の公表）

第15条 市長は、第3条の規定により排除措置を講じ、又は第4条の規定により排除措置を解除したときは、当該排除措置を受けた有資格者の商号又は名称、当該排除措置を受けた事由、当該排除措置の期間等について、稲城市個人情報保護条例（平成15年稲城市条例第25号）第19条に列記する非開示情報を除き、公表するものとする。

（関係機関との連携）

第16条 市長は、この要綱の運用にあたっては、警察等の関係機関と密接な連携を図るものとする。

（庶務）

第17条 この要綱に規定するほか、排除措置に関する事務は、総務部総務契約課において処理する。

（委任）

第18条 この要綱に規定するほか、排除措置について必要な事項は、対策委員会の議を経て市長が決定する。

付 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

付 則（平成22年12月2日市長決裁）

この要綱は、平成22年12月2日から施行する。

付 則（平成26年4月1日総務契約課長決裁）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格者又はその役員若しくは使用人等（以下単に「有資格者等」という。）が暴力団員等と認められたとき	排除措置を決定した日から24箇月（当該期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日までとする。以下同じ。）
2 有資格者の経営に暴力団員等が事実上参加していると認められたとき	24箇月
3 有資格者等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を使用したと認められたとき	24箇月
4 有資格者等が、いかなる名義をもって為すかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められたとき	12箇月
5 前各号に掲げるもののほか、有資格者等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められたとき	12箇月
6 有資格者等が、自ら契約を締結するにあたり、その相手方が前各号のいずれかの規定に	12箇月

該当すると知りながら、当該契約を締結した  
と認められたとき

7 有資格者が、第5条に基づく勧告等を受け  
た日から1年以内に、再度の勧告等を受けた  
とき

再度の勧告等を受けた日から  
12箇月